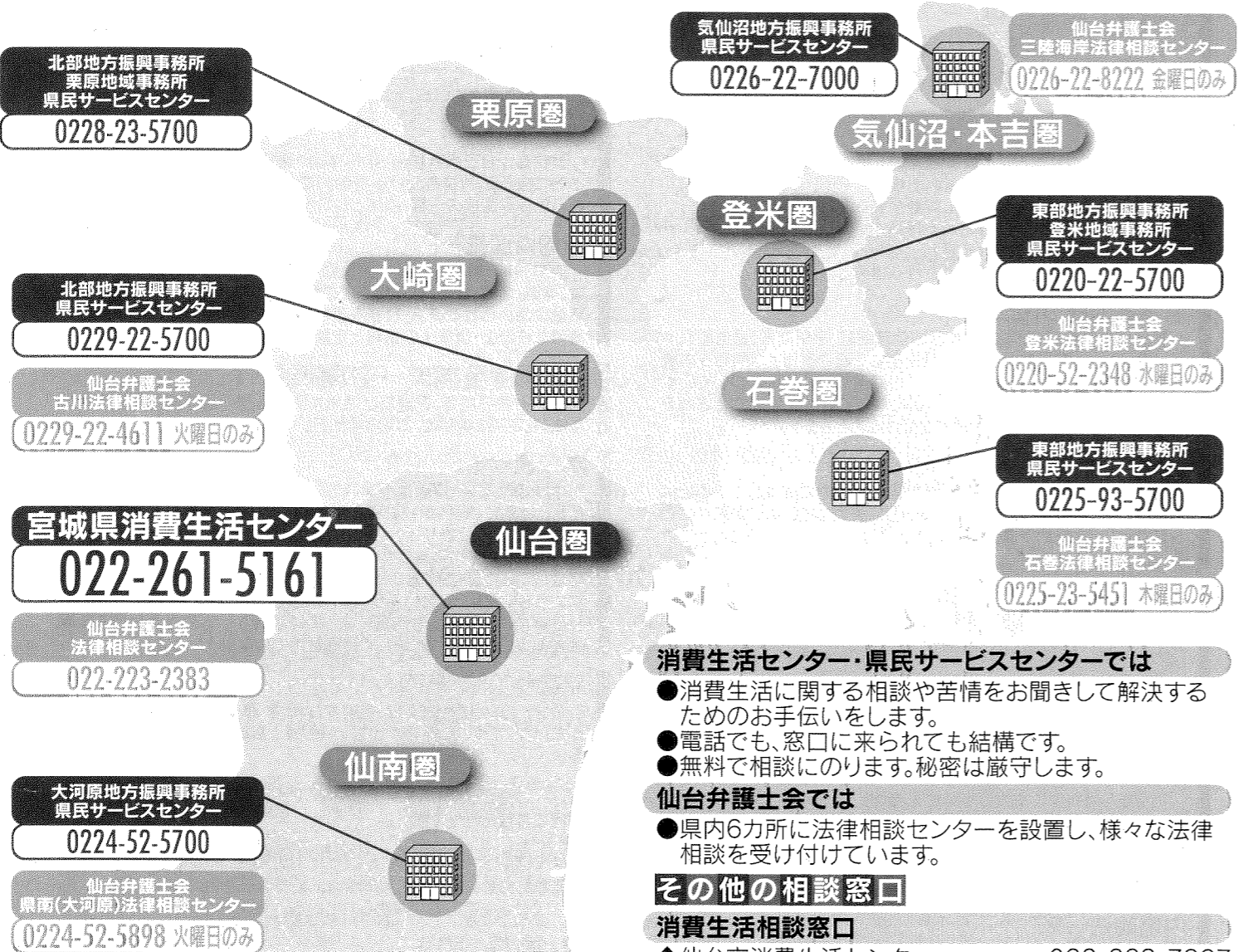


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011
- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

◆5月は「消費者月間」です

◆消費者月間特集 「なくそう! 高齢者の消費者被害」

◆困ったときの相談窓口

5 May
月号
第7号

5月は「消費者月間」です

「消費者月間」とは?

- 消費者保護基本法(消費者基本法の前身)が昭和43年5月に施行されたことにちなんで、毎年5月が「消費者月間」と定められました。この期間中、消費者・事業者・行政が一体となって各地で消費者問題に関する啓発や教育等を集中的に行われています。

今年度のテーマは?

- 消費者月間の今年度のテーマは、

「守ろうよ、みんなを! ~なくそう! 高齢者の消費者被害~」です。

高齢者の消費者被害

- 消費者被害にあった人の3分の1がどこにも相談しないとされており、特に高齢者はその割合が高いとされています。高齢者の被害を減らそうと、このテーマが設定されました。

- また、「守ろうよ、みんなを!」は、『消費者ホットライン』(身近な消費生活相談窓口につながる、全国共通ダイヤル)の番号のゴロあわせになっています。

ぜろごーななぜろ 守ろうよ みんなを!

消費者ホットライン **0570-064-370**

消費者月間特集 **なくそう！高齢者の消費者被害**

- 平成21年度に宮城県消費生活センターに寄せられた相談のうち、60歳代以上の方が契約の当事者となった相談は、相談件数全体の2割を超えています。
- 高齢者の自宅に突然訪問したり、電話をかけたりして勧誘し、嘘の説明をしたり、詳しい説明をしないで契約を急がせたりするケースが多く見受けられます。
- 今回は、高齢者がねらわれやすい代表的な手口をご紹介します。

高齢者をねらうこんな手口にご用心！

1. 『訪問販売』

事例1 「布団の次々販売」

独居の母が10年前に訪問販売で布団を契約して以降、忘れた頃に次々と業者が訪問。母は多数の契約そして毎月高額な支払いに追われていたようだ。生活費に余裕があるはずの母が家族に無心するので事情を聞き、初めて被害を知った。
(宮城県 70歳代 女性)

事例2 「販売目的を隠した訪販」

突然業者が「配水管の清掃です」と4～5人で訪ねて来た。町内一斉の清掃と思った。作業中清掃の契約書に記入し、代金を支払った。作業後にさらに「排水枡をプラスチックにしないと穴があく」と言われた。契約書を見たら36万円と高額で、「支払えない」と言ったところ、「月賦にすればよい」と言われ契約したが、契約をやめたい。
(宮城県 80歳代 男性)

2. 『電話勧誘』

事例 「執拗な電話勧誘」

電話のアンケートで持病を聞かれ、持病を告げると健康食品を勧められた。何度か購入したが、効果が感じられないのでやめたい。年金が振り込まれる時期に、いつも電話が来て勧められる。いつも断るが、なかなか応じてくれない。今月も電話が来るのではないかと不安。
(宮城県 70歳代 女性)

3. 『SF商法』

事例 「安い日用品を買うだけのつもりが…」

新聞の折り込みチラシを見て、安い日用品の移動販売の店舗に行くと、20人くらいが一部屋に集められ、健康講習が始まった。次々と景品を膝に置かれ、得した気分になっていると、突然電気治療器を即日購入するよう勧められた。「返したらダメだ」などと強い口調で言われ、仕方なく現金で購入。「万病に効く」と言われたが全く効果がなく、返品したい。
(宮城県 70歳代 女性)

4. 『利殖商法』

事例 「未公開株をめぐるもうけ話」

業者から突然パンフレットが届き、その後、証券会社を名乗る男から「パンフレットは届いていないか。その企業の未公開株を買って、当社に売って欲しい。2倍の金額で買い取る。」等と言われた。その後、未公開株の発行業者から電話が来て、「半年後に上場する予定で値上がり確実」と執拗に勧誘された。信用して125万円を投資したが、未公開株の発行会社は3ヶ月後に破産した。
(宮城県 60歳代 男性)

なぜ高齢者がねらわれる？

だまされたことに気づきにくい

- 悪質業者のセールスマンは、優しい言葉で話しかけ、高齢者の話し相手になってくれます。苦勞話をする若い販売員に情が移ってしまい、商品の契約をするケースもあります。
- 業者を信用しきっていて、高額な契約をしていてもだまされているとは思わない場合も。

被害にあっても相談しない

- 「だまされた」「契約をやめたい」と思っても、誰にも相談しない場合があります。
- 「家族に迷惑をかけたくない」「だまされた自分が悪い」などと考えて、悩みを心にしまってしまう高齢者の方が少なくありません。
- 悪質業者の中には、そんな心理につけこんで、不安をあおったり、口止めをするケースもあります。
- 高齢者を、身近な人が「見守り」、消費者被害に「気づく」ことがとても大切です。

～高齢者の消費者被害をなくすために～

- ① カギをかけて絶対に家に入れない！
- ② 不要な契約はきっぱりと断る！
- ③ 個人情報と言われないように注意！
- ④ 「絶対にもうかる話」なんてウソ！
- ⑤ 地域で高齢者世帯の「見守り」「声がけ」をして、身の回りの変化に「気づいて」！
- ⑥ 被害に気づいたら、消費生活相談窓口（裏面に記載）へ相談しましょう。